

◆川口市訪問型介護予防相当サービスサービスコード表【平成31年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 1,168 単位		1,168	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,051		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 38 単位		38	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	34		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 2,335 単位		2,335	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,102		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2 (週2回程度) 77 単位		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	69		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型 サービス費 (独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 3,704 単位		3,704	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3,334		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 122 単位		122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	110		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の 5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

# ◆川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表【平成31年4月版】

## ●1割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1001	【1割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1	225	1回につき	
A3	1002	【1割】訪問A緩和サービス同一		要支援2			225単位
A3	1003	【1割】訪問A緩和初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A3	1005	【1割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携 加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100	
A3	1004	【1割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A3	1021	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	30	1回につき
A3	1022	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	1023	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 初回加算分		初回加算算定時に使用		27	1月につき
A3	1025	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用		13	
A3	1024	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用		27	
A3	1041	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	22	1回につき
A3	1042	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	20	
A3	1043	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 初回加算分		初回加算算定時に使用		20	1月につき
A3	1045	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用		10	
A3	1044	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用		20	
A3	1061	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	12	1回につき
A3	1062	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	11	
A3	1063	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 初回加算分		初回加算算定時に使用		11	1月につき
A3	1065	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用		5	
A3	1064	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用		11	
A3	1081	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	11	1回につき
A3	1082	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	9	
A3	1083	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 初回加算分		初回加算算定時に使用		9	1月につき
A3	1085	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用		4	
A3	1084	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用		9	
A3	1091	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅴ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	9	1回につき
A3	1092	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	8	
A3	1093	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 初回加算分		初回加算算定時に使用		8	1月につき
A3	1095	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用		4	
A3	1094	【1割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用		8	

※サービス費の算定回数の上限  
 週1回程度 月5回まで  
 週2回程度 月10回まで  
 週2回を超える程度 月16回まで（要支援1は利用不可）

# ◆川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表【平成31年4月版】

## ●2割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1201	【2割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1	225	1回につき	
A3	1202	【2割】訪問A緩和サービス同一		要支援2			225単位
A3	1203	【2割】訪問A緩和初回加算	初回加算		200単位加算	200	1月につき
A3	1205	【2割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携 加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位加算	100	
A3	1204	【2割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位加算	200	
A3	1221	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	30	1回につき
A3	1222	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27	
A3	1223	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 初回加算分		初回加算算定時に使用	27	1月につき	
A3	1225	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	13		
A3	1224	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	27		
A3	1241	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	22	1回につき
A3	1242	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	20	
A3	1243	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 初回加算分		初回加算算定時に使用	20	1月につき	
A3	1245	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	10		
A3	1244	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	20		
A3	1261	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	12	1回につき
A3	1262	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	11	
A3	1263	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 初回加算分		初回加算算定時に使用	11	1月につき	
A3	1265	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	5		
A3	1264	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	11		
A3	1281	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	11	1回につき
A3	1282	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	9	
A3	1283	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 初回加算分		初回加算算定時に使用	9	1月につき	
A3	1285	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	4		
A3	1284	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	9		
A3	1291	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅴ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	9	1回につき
A3	1292	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	8	
A3	1293	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 初回加算分		初回加算算定時に使用	8	1月につき	
A3	1295	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	4		
A3	1294	【2割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	8		

※サービス費の算定回数の上限  
 週1回程度 月5回まで  
 週2回程度 月10回まで  
 週2回を超える程度 月16回まで（要支援1は利用不可）

# ◆川口市訪問型サービスA(基準緩和)サービスコード表【平成31年4月版】

## ●3割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1401	【3割】訪問A緩和サービス	訪問型サービス費	事業対象者 要支援1	225	1回につき
A3	1402	【3割】訪問A緩和サービス同一		要支援2		
A3	1403	【3割】訪問A緩和初回加算	初回加算		200	1月につき
A3	1405	【3割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅰ	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算Ⅰ	100	1月につき
A3	1404	【3割】訪問A緩和和生活機能向上連携加算Ⅱ		生活機能向上連携加算Ⅱ	200	
A3	1421	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ サービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	30
A3	1422	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	27
A3	1423	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 初回加算分		初回加算算定時に使用	27	1月につき
A3	1425	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	13	1月につき
A3	1424	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅰ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	27	
A3	1441	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ サービス分	介護職員処遇改善加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	22
A3	1442	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	20
A3	1443	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 初回加算分		初回加算算定時に使用	20	1月につき
A3	1445	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	10	1月につき
A3	1444	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅱ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	20	
A3	1461	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ サービス分	介護職員処遇改善加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	12
A3	1462	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	11
A3	1463	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 初回加算分		初回加算算定時に使用	11	1月につき
A3	1465	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	5	1月につき
A3	1464	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅲ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	11	
A3	1481	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ サービス分	介護職員処遇改善加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	11
A3	1482	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	9
A3	1483	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 初回加算分		初回加算算定時に使用	9	1月につき
A3	1485	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	4	1月につき
A3	1484	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅳ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	9	
A3	1491	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ サービス分	介護職員処遇改善加算Ⅴ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	9
A3	1492	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 減算サービス分			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を算定時に使用	8
A3	1493	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 初回加算分		初回加算算定時に使用	8	1月につき
A3	1495	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 向上加算Ⅰ分		生活機能向上連携加算Ⅰ 算定時に使用	4	1月につき
A3	1494	【3割】訪問A緩和処遇改善加算Ⅴ 向上加算Ⅱ分		生活機能向上連携加算Ⅱ 算定時に使用	8	

※サービス費の算定回数の上限  
 週 1 回程度                      月 5 回まで  
 週 2 回程度                      月 1 0 回まで  
 週 2 回を超える程度          月 1 6 回まで（要支援 1 は利用不可）

◆川口市通所型介護予防相当サービスサービスコード表【平成31年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	通所型サービス費 (独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型独自サービス1日割			54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型独自サービス2日割			111単位	111	1日につき
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から 利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合		事業対象者(週1回程度)・要支援1	376単位減算	-376
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2			事業対象者(週2回程度)・要支援2	752単位減算	-752
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ		(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ11	サービス提供体制 強化加算	(1)サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者(週1回程度)・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ12			事業対象者(週2回程度)・要支援2	144単位加算	144
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ21		(2)サービス提供体制 強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者(週1回程度)・要支援1	48単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ22			事業対象者(週2回程度)・要支援2	96単位加算	96
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1		(3)サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2			事業対象者(週2回程度)・要支援2	48単位加算	48
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	生活機能向上連携加算		200単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2	運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100	
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5単位加算	5	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算	

## 定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	通所型サービス費 (独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超			54単位		38	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超			111単位		78	1日につき

## 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	通所型サービス費 (独自)	事業対象者(週1回程度)・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠			54単位		38	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者(週2回程度)・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠			111単位		78	1日につき

# ◆川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表【平成31年4月版】

## ●1割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A7	1001	【1割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2  329単位		1回につき			
A7	1002	【1割】通所A緩和サービス同一建物					事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 - 94単位	235	
A7	1003	【1割】通所A緩和サービス定超人欠					定員超過又は介護職員が欠員の場合 × 70%	230	
A7	1004	【1割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠					定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 × 70% - 94単位	136	
A7	1005	【1割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算	225	1月につき			
A7	1006	【1割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120				
A7	1007	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 72単位加算	72				
A7	1008	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 144単位加算	144				
A7	1009	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 48単位加算	48				
A7	1010	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 96単位加算	96				
A7	1011	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 24単位加算	24				
A7	1012	【1割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 48単位加算	48				
A7	1013	【1割】通所A緩和生活機能向上連携加算1	生活機能向上連携加算	200単位加算	200				
A7	1014	【1割】通所A緩和生活機能向上連携加算2	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100				
A7	1031	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分 減算なしのサービス算定時に使用			1回につき		
A7	1032	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物サービス分						事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	13
A7	1033	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ定超人欠サービス分						定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	13
A7	1034	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物・定超人欠サービス分						定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	8
A7	1035	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		13	1月につき			
A7	1036	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		7				
A7	1037	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用	4				
A7	1038	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用	8				
A7	1039	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用	2				
A7	1040	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用	5				
A7	1041	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	1				
A7	1042	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	2				
A7	1043	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算1分	生活機能向上連携加算分	生活機能向上連携加算1算定時に使用	11				
A7	1044	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算2分		生活機能向上連携加算2算定時に使用	5				

※サービス費の算定回数の上限  
 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 1割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A7	1061	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき		
A7	1062	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10				
A7	1063	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	9				
A7	1064	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5				
A7	1065	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	9	1月につき			
A7	1066	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	5				
A7	1067	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰイ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		3		
A7	1068	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		6		
A7	1069	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		2		
A7	1070	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		4		
A7	1071	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1		
A7	1072	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		2		
A7	1073	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算1分			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算1算定時に使用	8	
A7	1074	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算2分					生活機能向上連携加算2算定時に使用	4	
A7	1091	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサービス分		介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分		減算なしのサービス算定時に使用	7	1回につき
A7	1092	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		5		
A7	1093	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		5				
A7	1094	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		3				
A7	1095	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		5	1月につき			
A7	1096	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		2				
A7	1097	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1098	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		3		
A7	1099	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		1		
A7	1100	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		2		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	1102	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1		
A7	1103	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算1分			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算1算定時に使用	4	
A7	1104	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算2分					生活機能向上連携加算2算定時に使用	2	

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 1割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A7	1121	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき		
A7	1122	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	4				
A7	1123	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4				
A7	1124	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2				
A7	1125	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	4	1月につき			
A7	1126	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	2				
A7	1127	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1128	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0		
A7	1130	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0		
A7	1133	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算1分			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算1算定時に使用	4	
A7	1134	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算2分					生活機能向上連携加算2算定時に使用	2	
A7	1141	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴサービス分		介護職員処遇改善 加算Ⅴ	サービス分		減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき
A7	1142	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		4		
A7	1143	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		4				
A7	1144	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		2				
A7	1145	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		4	1月につき			
A7	1146	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		2				
A7	1147	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1148	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0		
A7	1150	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	-	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0		
A7	1153	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ生活機能加算1分			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算1算定時に使用	3	
A7	1154	【1割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ生活機能加算2分					生活機能向上連携加算2算定時に使用	1	

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

# ◆川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表【平成31年4月版】

## ●2割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A7	1201	【2割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2  329単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 - 94単位	329	1回につき
A7	1202	【2割】通所A緩和サービス同一建物				235	
A7	1203	【2割】通所A緩和サービス定超人欠				230	
A7	1204	【2割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠				136	
A7	1205	【2割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算	225	1月につき	
A7	1206	【2割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120		
A7	1207	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 72単位加算	72		
A7	1208	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 144単位加算	144		
A7	1209	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 48単位加算	48		
A7	1210	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 96単位加算	96		
A7	1211	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 24単位加算	24		
A7	1212	【2割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 48単位加算	48		
A7	1213	【2割】通所A緩和生活機能向上連携加算1	生活機能向上連携加算	200単位加算	200		
A7	1214	【2割】通所A緩和生活機能向上連携加算2	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A7	1231	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分 減算なしのサービス算定時に使用	19		1回につき
A7	1232	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物サービス分			13		
A7	1233	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ定超人欠サービス分			13		
A7	1234	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物・定超人欠サービス分			8		
A7	1235	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用	13	1月につき		
A7	1236	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用	7			
A7	1237	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化加算分 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用	4			
A7	1238	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰイ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用	8			
A7	1239	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰロ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用	2			
A7	1240	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰロ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用	5			
A7	1241	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	1			
A7	1242	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	2			
A7	1243	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算1分	生活機能向上連携加算分 生活機能向上連携加算1算定時に使用	11			
A7	1244	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算2分	生活機能向上連携加算2算定時に使用	5			

※サービス費の算定回数の上限  
 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 2割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1261	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき	
A7	1262	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10			
A7	1263	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	9			
A7	1264	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1265	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		9	1月につき	
A7	1266	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		5		
A7	1267	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		3		
A7	1268	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		6		
A7	1269	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		2		
A7	1270	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		4		
A7	1271	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1		
A7	1272	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		2		
A7	1273	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算1分	生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算1算定時に使用		8		
A7	1274	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ生活機能加算2分		生活機能向上連携加算2算定時に使用		4		
A7	1291	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	7		1回につき
A7	1292	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1293	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	5			
A7	1294	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	3			
A7	1295	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		5	1月につき	
A7	1296	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		2		
A7	1297	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1298	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		3		
A7	1299	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		1		
A7	1300	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		2		
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	1302	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1		
A7	1303	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算1分	生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算1算定時に使用		4		
A7	1304	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ生活機能加算2分		生活機能向上連携加算2算定時に使用		2		

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 2割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A7	1321	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき		
A7	1322	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	4				
A7	1323	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4				
A7	1324	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2				
A7	1325	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	4	1月につき			
A7	1326	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	2				
A7	1327	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1328	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2		
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0		
A7	1330	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1		
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0		
A7	1333	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算1分			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算1算定時に使用	4	
A7	1334	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算2分					生活機能向上連携加算2算定時に使用	2	
A7	1341	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴサービス分		介護職員処遇改善 加算Ⅴ	サービス分		減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき
A7	1342	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		4		
A7	1343	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		4				
A7	1344	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		2				
A7	1345	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		4	1月につき			
A7	1346	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		2				
A7	1347	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1348	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2		
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0		
A7	1350	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1		
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	-	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0		
A7	1353	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ生活機能加算1分			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算1算定時に使用	3	
A7	1354	【2割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ生活機能加算2分					生活機能向上連携加算2算定時に使用	1	

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

# ◆川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表【平成31年4月版】

## ●3割負担者用

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A7	1401	【3割】通所A緩和サービス	通所型サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2  329単位	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合 - 94単位	329	1回につき
A7	1402	【3割】通所A緩和サービス同一建物				235	
A7	1403	【3割】通所A緩和サービス定超人欠				230	
A7	1404	【3割】通所A緩和サービス同一建物・定超人欠				136	
A7	1405	【3割】通所A緩和運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算	225	1月につき	
A7	1406	【3割】通所A緩和事業所評価加算	事業所評価加算	120単位加算	120		
A7	1407	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 72単位加算	72		
A7	1408	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰイ2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 144単位加算	144		
A7	1409	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 48単位加算	48		
A7	1410	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅰロ2	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 96単位加算	96		
A7	1411	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ1	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1	事業対象者(週1回程度) 要支援1 24単位加算	24		
A7	1412	【3割】通所A緩和サービス提供体制強化加算Ⅱ2	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2	事業対象者(週2回程度) 要支援2 48単位加算	48		
A7	1413	【3割】通所A緩和生活機能向上連携加算1	生活機能向上連携加算	200単位加算	200		
A7	1414	【3割】通所A緩和生活機能向上連携加算2	運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100		
A7	1431	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰサービス分	介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス分 減算なしのサービス算定時に使用	19		1回につき
A7	1432	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物サービス分			13		
A7	1433	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ定超人欠サービス分			13		
A7	1434	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ同一建物・定超人欠サービス分			8		
A7	1435	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用	13	1月につき		
A7	1436	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用	7			
A7	1437	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化加算分 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用	4			
A7	1438	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰイ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用	8			
A7	1439	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰロ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用	2			
A7	1440	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅰロ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用	5			
A7	1441	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ1分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用	1			
A7	1442	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ体制加算Ⅱ2分	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用	2			
A7	1443	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算1	生活機能向上連携加算分 生活機能向上連携加算1算定時に使用	11			
A7	1444	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅰ生活機能加算2	生活機能向上連携加算2算定時に使用	5			

※サービス費の算定回数の上限  
 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 3割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目							
A7	1461	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅱ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	14	1回につき	
A7	1462	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	10			
A7	1463	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	9			
A7	1464	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1465	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		9	1月につき	
A7	1466	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		5		
A7	1467	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		3		
A7	1468	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		6		
A7	1469	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		2		
A7	1470	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		4		
A7	1471	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		1		
A7	1472	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		2		
A7	1473	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 生活機能加算1	生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算1算定時に使用		8		
A7	1474	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅱ 生活機能加算2		生活機能向上連携加算2算定時に使用		4		
A7	1491	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ サービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅲ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	7		1回につき
A7	1492	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	5			
A7	1493	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	5			
A7	1494	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	3			
A7	1495	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用		5	1月につき	
A7	1496	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 評価加算分		事業所評価加算算定時に使用		2		
A7	1497	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1498	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰイ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		3		
A7	1499	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰロ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		1		
A7	1500	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅰロ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		2		
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅱ1分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	1502	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 体制加算Ⅱ2分		サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		1		
A7	1503	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 生活機能加算1	生活機能向上連携加算 分	生活機能向上連携加算1算定時に使用		4		
A7	1504	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅲ 生活機能加算2		生活機能向上連携加算2算定時に使用		2		

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

川口市通所型サービスA(基準緩和)サービスコード表 3割負担者用 のつづき

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位			
種類	項目								
A7	1521	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳサービス分	介護職員処遇改善 加算Ⅳ	サービス分	減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき		
A7	1522	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物サービス分		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	4				
A7	1523	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用	4				
A7	1524	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ同一建物・定超人欠サービス分		定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用	2				
A7	1525	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ運動加算分		運動器機能向上加算算定時に使用	4	1月につき			
A7	1526	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ評価加算分		事業所評価加算算定時に使用	2				
A7	1527	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ1分		サービス提供体制強化 加算分	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1528	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2		
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0		
A7	1530	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1		
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0		
A7	1533	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算1			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算1算定時に使用	4	
A7	1534	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅳ生活機能加算2					生活機能向上連携加算2算定時に使用	2	
A7	1541	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴサービス分		介護職員処遇改善 加算Ⅴ	サービス分		減算なしのサービス算定時に使用	6	1回につき
A7	1542	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物サービス分			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		4		
A7	1543	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合を算定時に使用		4				
A7	1544	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ同一建物・定超人欠サービス分	定員超過又は介護職員が欠員の場合、かつ事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合を算定時に使用		2				
A7	1545	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ運動加算分	運動器機能向上加算算定時に使用		4	1月につき			
A7	1546	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ評価加算分	事業所評価加算算定時に使用		2				
A7	1547	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ1分	サービス提供体制強化 加算分		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ1算定時に使用		1		
A7	1548	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰイ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ2算定時に使用		2		
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ1算定時に使用		0		
A7	1550	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅰロ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ2算定時に使用		1		
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ1分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)1算定時に使用		0		
A7	-	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ体制加算Ⅱ2分			サービス提供体制強化加算(Ⅱ)2算定時に使用		0		
A7	1553	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ生活機能加算1			生活機能向上連携加算 分		生活機能向上連携加算1算定時に使用	3	
A7	1554	【3割】通所A緩和処遇改善加算Ⅴ生活機能加算2					生活機能向上連携加算2算定時に使用	1	

※サービス費の算定回数の上限 事業対象者 月10回まで  
 要支援1 月5回まで  
 要支援2 月10回まで

◆川口市介護予防ケアマネジメントサービスコード表【平成31年4月版】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
AF	1001	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費	430 単位	1月につき
AF	1002	介護予防ケアマネジメントA・初回加算	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算	730 単位	
AF	1003	介護予防ケアマネジメントA・小規模多機能連携	介護予防ケアマネジメント費＋介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	730 単位	
AF	1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・小規模	介護予防ケアマネジメント費＋初回加算＋介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	1,030 単位	
AF	1031	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメント費(初回のためのケアマネジメント)	430 単位	